

台湾「FOOD TAIPEI 2023」における農畜産物等プロモーション業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県那須塩原市（以下「甲」という。）が発注する台湾「FOOD TAIPEI 2023」における農畜産物等プロモーション業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

台湾「FOOD TAIPEI 2023」における農畜産物等プロモーション業務委託

2 業務の目的

台湾は、令和4年2月21日付けで、平成23年の東日本大震災（原発事故）に伴う栃木県を含む規制対象5県（福島県、茨城県、群馬県及び千葉県）の食品（酒類を除く）に係る輸入規制を緩和した。今後本市の農畜産物等の輸出拡大が期待され、新型コロナウイルス感染症拡大前には、本市外国人宿泊数最上位国であった台湾において本市の食と観光のPRを行うことで、本市から台湾への輸出先の開拓を行うとともに、観光誘致につなげるものである。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和5（2023）年7月31日（金）まで

4 提案上限額

3,998,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務委託の内容

(1) 「FOOD TAIPEI 2023」出展準備

<対象イベント>

- ・名称：FOOD TAIPEI 2023—台北国際食品見本市
- ・開催期間：令和5（2023）年6月14日（火）～17日（金）
- ・開催場所：Taipei Nangang Exhibition Center 台北南港展覽館1,2館
（台北市南港區經貿二路1號,2號）
- ・対象者：イベント1日目～3日目 バイヤー
イベント4日目 一般客（消費者）

<対象ブース>

- ・面積：ダブルブース（最大6メートル×3メートル）

ア 運営事務局（連絡窓口）との対応

乙は運営事務局（連絡窓口）からの事務連絡や追加備品の手配、出展経費の支払いに関して、甲に代わり対応すること。

イ 出展品の通関手続き等

台湾における通関、動植物検疫、放射性物質検査及びその他必要書類の申請、取得等の日本から台湾への輸出及び台湾への輸入に係る諸手続を行うこと。

ウ 出展品の輸送、検品及び保管等

- ・ 出展品を見本市会場まで輸送すること。
 - ・ 台湾において、必要に応じ検品等を行うこと。
 - ・ 出展品の状態を保持できる保管場所を準備し、保管を行うこと。
- エ ブースの設置、装飾
- ・ 出展ブースについて、カウンターパネル等の装飾や、必要な備品の配置を行うこと。
 - ・ 主催者から指定のある公式業者等とのやり取りが必要な場合には、連携し対応すること。
- オ 試食の準備
- 試食を行うための食材、必要な機器や食器等の手配をすること。
- カ POP・パンフレット等の準備
- 来場者等に紹介及び配布するためのPOPやパンフレットを必要部数作成し、準備すること。
- キ アンケート実施の準備
- ・ 効果的なアンケート項目を提案し、甲と協議の上で決定すること。
 なお、アンケート内容についてはバイヤー向けと消費者向けをそれぞれ提案、準備すること。
 - ・ 実施については、オンラインでの回答ができる環境を準備すること。
 - ・ オンラインでの回答ができない方に備え、紙でも回答できるよう準備すること。

(2) 「FOOD TAIPEI 2023」期間中の運営対応

- ア 運営員の手配、配置
- ・ 見本市の会期中の計4日間について、運営員を3名手配すること。
 - ・ 運営員は原則同一人物とし、中国語（繁体字）及び日本語での円滑なコミュニケーションが可能な者とする。
 - ・ 運営員は、甲が提供する本市農産物等に関する資料により、出展品、観光情報等の理解を深め、説明やPR、商談等をできるようにすること。
 - ・ 運営員は、イベント期間中に同行する甲の職員等が必要な場合において、会場内での通訳や案内を行うこととする。
 - ・ その他、ブース運営の詳細については、甲と調整の上、決定すること。
- イ ブースでのPR対応
- 本市出展ブースにおいて、出展品及び本市観光の魅力が伝わるPRを実施すること。
- ウ ステージでのPR対応
- イベント期間中に1回予定されている会場内ステージでのPR(最大30分間)において、出展品の効果的なPRを実施すること。PR実施に必要な人員、設備等は事前に準備しておくこととし、終了後は速やかに撤去すること。
- エ 試食及びアンケートの実施
- ・ 来場者等への試食及びアンケートを実施すること。
 - ・ 試食実施時には、最低限必要な消毒等を行うこと。
- オ 準備・片付け等の対応

イベント期間中に必要な片付けを行うこと。

カ その他

イベント期間中に想定外に発生した事項に関しては、甲と協議の上で追加対応を行うこととする。追加対応に必要な経費等に関しては、甲と事前に協議の上で決定し行うこととする。

(3) 「FOOD TAIPEI 2023」終了後の撤去対応

イベント終了後に必要な片付けや撤去、その他必要な対応を行うこと。

6 成果品等

(1) 実施報告書

以下の内容を含む、報告書を作成すること。報告書は概要版（A4用紙20ページ程度でまとめたもの）と、全体版を作成することとする。

ア イベントの総括

実施したアンケートの内容等を踏まえた総括を記載すること。

イ バイヤーリスト

バイヤーリストを提出すること。

- ・甲ブースに来場したバイヤーの会社名、事業内容、氏名、連絡先等が分かるもの
- ・商談を行った場合には、内容の記録や対応状況の記録、今後のやり取りや回答が必要な相手については、その状況が分かるもの

ウ バイヤー及び消費者の反応

エ 委託業務に関するまとめ、課題、分析、考察

オ 輸出拡大を図るための提案

カ インバウンド拡大に向けた台湾での食のPRを図るための提案

キ その他、委託業務に係る事項

(2) 現地における主な活動記録写真（電子媒体（JPEG形式））

(3) アンケート結果

ア イベント期間中に実施したアンケートの集計及び分析を行い、提出すること。なお、集計及び分析は、バイヤーと消費者を分けて行うこと。

イ アンケートは集計前のローデータも提出をすること。

(4) 処理状況の報告

甲の求めがあった場合、委託業務の処理状況について報告すること。

7 履行場所

日本国内及び台湾

8 支払方法

業務完了後精算払

9 業務体制について

現地における業務責任者を明確に示し、円滑なやり取りを行えるようにすること。

10 著作権等

- (1) 本業務で作成した成果物に関する一切の権利については、原則としてすべて本市に帰属するものとする。
- (2) 成果品として納品した記事や写真データ等については、原則として本市が自由に再利用可能とする。例外がある場合は、提案時に明示すること。
- (3) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。

11 特記事項

- (1) 甲が必要と認めるときは、当委託業務に関する打ち合わせを、発注者が指定する方法で行うものとする。
- (2) 乙は、本委託業務の実施に当たっては、甲と事前に協議及び調整を行うこと。
- (3) 乙は、業務を第三者に一括して再委託することはできない。また、業務の一部を委託する場合は、甲と協議の上、実施することができる。
- (4) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、那須塩原市個人情報保護条例（平成20年9月29日条例第32号）に基づきその取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止等、個人情報の保護に努めるものとする。

12 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項等については、別途これを協議し決定する。
- (2) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (3) 業務実施にあたり、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策に努めること。

13 担当課

産業観光部農務畜産課（電子メール noumuchikusan@city.nasushiobara.tochigi.jp）